

年金だより

広報よこしば '98.11.1

Q & A 年金の請求時期は?

Q わたしは、昭和10年11月20日生まれの者です。63歳で老齢基礎年金をもらおうと思うのですが、いつ請求の手続きに行けばいいですか。



A あなたは、今年で63歳になられますので、11月19日から11月30日までに手続きをしたらよいと思います。

これは、63歳での請求が繰上げ請求となり、年金額がその年齢によって減額されたり、年金の支給が請求月の翌月からとなるた

めです。
老齢基礎年金は、65歳から受け取ることが原則ですが、60歳を過ぎれば希望により繰上げ請求することができます。しかし、次のような不利な点があります。

◎繰上げ請求の不利な点

★ 受けはじめる年齢によって年金が減額され、減額率は生涯変わりません。

★ 厚生年金や共済組合の加入期間のある方に支給される特別支給年金が、65歳まで支給停止となります。

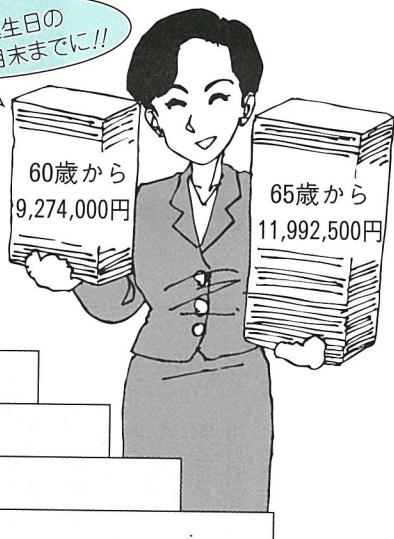
★ 遺族年金などを受けているか、受けられるようになったときは、65歳までどちらか一つしか受けられません。

★ ★ 寡婦年金は受けられません。65歳になるまでに、厚生年金や共済組合の加入者になったとき、その期間は年金が支給停止となります。

また、70歳まで「繰下げ請求」することもできます。「人生80年」と言われる時代、老後は確実に長くなっています。年金収入が、生活の中心となつていく今後をよく考えてから請求しましょう。

年齢	支給率	支給額
60	58 %	463,700 円
61	65 %	519,700 円
62	72 %	575,600 円
63	80 %	639,600 円
64	89 %	711,600 円
65	100 %	799,500 円
66	112 %	895,400 円
67	126 %	1,007,400 円
68	143 %	1,143,300 円
69	164 %	1,311,200 円
70	188 %	1,503,100 円

繰上げ請求は誕生日の前日からその月末までに!!



80歳までに受け取る年金額を平成10年度の価格で計算するとこのようになります。

繰上げ請求

繰下げ請求

年金額は60歳まで完納した場合の金額です。(平成10年4月現在の額)